

規制の事後評価書（簡素化）

法律又は政令の名称： 消費者安全法
規制の名称： 財産分野の重大な消費者被害の発生・拡大防止のための対応の強化
規制の区分： 新設、改正（**拡充**）、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。
担当部局： 消費者庁消費者政策課財産被害対策室
評価実施時期： 平成30年12月

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

規制の事前評価の際には、PIO-NET¹に登録された消費生活相談情報の件数が約90万件と高い水準で推移しており、また、これらのうち「取引」（PIO-NETにおいて、解約したいなどの「契約・解約」、商品やサービスなどの品質や内容に関する「販売方法」のいずれかに分類されるもの）に関する相談が70万件超（全体の約85%）に及び、消費生活相談の大部分を占めている状況であったところ、これらの状況に大きな変化はなく、社会経済情勢の変化や科学技術の変化など想定外の影響は特段生じていないと評価できる。

注1）全国消費生活相談ネットワーク・システム（国民生活センターと全国の消費生活センターをネットワークで結び、消費者から消費生活センターに寄せられる消費生活に関する苦情相談（消費生活相談情報）の収集を行っているシステム。Practical Living Information Online Network Systemの略。パイオネット。）をいう。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）に基づく財産被害事案に関する事業者への勧告及び命令（以下「勧告等」という。）の制度導入後、2件の勧告を行っているが、同制度が導入されていなかったとしたら、これらの事案に関して更に消費者被害が拡大していた可能性が高い。

また、同制度の存在は、事業者に対する一定の抑止力を有していると考えられ、実際、消費者庁の調査段階において消費者被害をもたらす行為を取りやめる事業者もみられる。よって、同制度が導入されていなかった場合は、多くの消費者被害が発生していた可能性がある。

③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

上記②のとおり、勧告等の制度は、消費者被害の発生及び拡大の防止に役立っている。今後も、事業者への抑止力としての効果が期待できること、また、他の法令において措置を行うことが困難である「すき間事案」に該当する財産被害事案は今後も発生する可能性があり、法第 38 条第 1 項の規定に基づく消費者に対する注意喚起（以下「消費者に対する注意喚起」という。）のみでは効果が不十分である場合も想定されるため、引き続き、法に基づき事業者に対し直接措置を行うことを可能とする制度（勧告等）は必要である。

なお、平成 25 年以降過去 5 年間の消費者に対する注意喚起件数は以下のとおりである。平成 25 年度の 2 件を除き、他の注意喚起に関しては勧告等まで行っていないが、事業者が自主的に消費者事故等を生じさせる行為を取りやめている例もある。

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
7 件	10 件	9 件	10 件	10 件

2 費用及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

事前評価時には、「本法の改正は、個別法・個別業法では対応できないすき間事案において重大な財産被害を発生させた事業者措置を講ずるものであり、一般の事業者に特別の負担を課すものではなく、遵守費用は特に想定されない。また、事業者が、対象が架空である取引等の不当な取引を行うことにより、消費者の財産に重大な被害を及ぼす事案を対象とし、その要件も明確化することから、事業者の正常な事業活動を萎縮させるという副次的な影響はない。」としていた。

上記①のとおり、事前評価後、社会経済情勢の変化や科学技術の変化など想定外の影響は特段生じておらず、上記のような事前評価時の考え方は適当と認められる。

⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

事前評価時には、「本法の改正による勧告・命令を執行するための執行体制の整備等を行う必要はあるが、費用負担の増加は執行体制の整備等必要な範囲にとどまる予定である。」としている。

法における財産事案に関する調査は、調査開始時点では消費者に対する注意喚起を行うこととなるか、事業者に対する勧告等を行うこととなるか、又はその両方かは判明しておらず、調査を進めていく中で、収集した証拠の状況や措置の必要性等を検討した上で判断されるものである。証拠収集の手法としては、法第 45 条の規定に基づく報告徴収、事情聴取、立入検査等、様々な手段が用いられるが、これらは基本的に勧告等であっても消費者に対する注意喚起であっても特段大きな違いはない。

実際、勧告を 2 件行った平成 25 年度において、勧告を行ったことが要因となる経費の追加支出は見当たらない。

上記のような事前評価時の考え方は適当と認められる。

⑥ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

事前評価時には、「事業者が、対象が架空である取引等の不当な取引を行うことにより、消費者の財産に重大な被害を及ぼす事案を対象とし、その要件も明確化することから、事業者の正常な事業活動を萎縮させるという副次的な影響はない。」としていた。

上記④のとおり、事後評価においても事前評価時の考え方は適当と認められる。

3 考察

⑦ 把握した費用及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

上記④及び⑤のとおり、勧告等の制度による遵守費用は特に想定されず、また、行政費用も執行体制の整備等必要な範囲にとどまっている。

他方、上記①、②及び③のとおり、消費生活相談件数が依然として高い水準にある状況において、勧告等の制度は事業者に対する抑止力があること、今後、事業者に対し直接措置を行う必要がある事案が発生する可能性があることなどを考慮すると、勧告等の制度は今後も必要である。

このように、勧告等の制度は、国民にとっても行政にとっても特段の費用がかからない一方で、消費者被害の拡大防止に効果を発揮しており、事前評価後の状況を踏まえても、費用対効果の高い施策だといえる。

よって、勧告等の制度を引き続き継続することとしたい。